

市民相談 Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所	受付方法	問い合わせ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	6/27(水)	13:30~16:00	保健福祉センター3階 (栄養指導室洋室)	当日午後3時30分までに相談場所へ(先着順)	市民課
年金出張相談(予約制) 厚生年金や国民年金の相談や手続き	7/13(木) 7/27(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階 (第3研修室)	6/12(月)から和歌山東年金事務所お客様相談室へ電話申込	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
こころの相談(予約制) こころの病気、ひきこもりなどで悩んでいる人や家族	6/2(金) 6/22(木)	午後から	橋本保健所	橋本保健所保健課へ電話申込	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	月~金曜日	13:00~17:00	—	相談日時に電話で受付 ☎0120-555-294	地域包括支援センター ☎32-1957
心配ごと相談所 市民生活での心配ごと全般	6/5(月)	13:00~16:00	保健福祉センター	相談日時に相談場所へ(相談日時に電話相談も受け付けています)	社会福祉協議会 ☎33-0294
NPO相談会(予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	6/14(水) 6/28(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンターへ電話申込	市民活動サポートセンター ☎33-0088
法律相談会 弁護士が対応します(予約制・先着9人)	6/15(木)	13:00~16:00	高野口地区公民館	6/8(木)午前8時30分から直通電話のみ受付 ☎39-7200	消費生活センター
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①6/6(水) ②6/13(水) ③6/20(水) ④6/27(水)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	相談日時に相談場所へ	消費生活センター
多重債務等無料相談会 司法書士による相談	月~金曜日	10:00~15:00	—	相談日時に電話で受付	司法書士総合相談センター ☎073-422-4272
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	—	相談日時に電話で受付 ☎33-8525	人権・男女共同推進室
その他の相談(詳しくはお問い合わせください) 子育て相談(妊娠期から18歳までの子どもに関する悩みなど)……問い合わせ:子育て世代包括支援センター ☎33-0039 教育相談(市内に在住・在学する子どもの不登校、いじめなど)……問い合わせ:教育相談センター ☎32-1512 家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など)……問い合わせ:家庭児童相談室 ☎33-2111 青少年センター相談(※)(非行など)……問い合わせ:青少年センター ☎32-2124 消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど)……問い合わせ:消費生活センター ☎33-1227 耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談……問い合わせ:建築住宅課 ☎33-1115					

※青少年センター相談は、Eメール(genki@city.hashimoto.lg.jp)による相談もできます。

介護サービス相談

地域包括支援センター … ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター … ☎33-5000
 ひかり苑在宅介護支援センター … ☎37-3000 在宅介護支援センターさくら苑 … ☎44-1189

防災はしもとメール配信

- 登録方法(詳しくは危機管理室へ)
bousai.hashimoto-city@raidan.ktaiwork.jpに空メールを送信後、返信メールに従って登録してください。
- 配信内容 気象警報、防災情報、行政情報



▲二次元コード

防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を確認することができます。
 ☎0120-78-0620
 ※上記番号でつながらない場合は、☎0736-39-0620へ(有料)

子ども

ひとり親家庭医療費受給資格更新申請について【こども課】

児童(18歳になった最初の3月31日まで)を扶養しているひとり親家庭の父または母とその児童にかかった医療費のうち、一部負担金(保険適用分)を助成する制度です。ただし、所得制限があります。

児童の扶養状況や所得などの確認が必要なため、対象となる人には、案内を7月末に送付しますので、8月中に更新申請をしてください。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

児童手当の現況届提出について【こども課】

児童手当の現況届は原則提出不要となりますが、一部の受給者は引き続き現況届の提出が必要です。提出の必要がある人には、現況届と案内を5月末頃に送付していますので、必ず6月中に手続きをしてください。提出時に必要なものなど、詳しくは現況届に同封の案内をご覧ください。

また、6月1日の状況が確認できない場合や受給者変更の必要がある場合など、提出不要な人にも後日手続きをご案内することがあります。

なお、公務員の人は勤務先での申請となります。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

特別児童扶養手当について【こども課】

20歳未満で、政令で定める程度の身体・知的・精神障がいのある児童や、長期にわたり安静を必要とする病状にある児童を養育している人に、特別児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

なお、現況届は8月中に提出してください。提出が必要な人には7月下旬に案内を送付します。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

乳幼児・子ども医療費助成制度について【こども課】

入院・外来ともに支給対象年齢を18歳(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までとして、一部負担金(保険適用分)を助成します。

令和5年度(8月1日~)の受給資格については、自動更新となりますので、7月末頃に認定通知書および受給者証、または停止通知書を送付します。ただし、所得制限がありますので、マイナンバー関係書類(同意書など)の提出が必要な人には6月上旬に案内を送付します。同意書などの提出がない場合は令和5年度の課税証明書が必要です。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

児童扶養手当について【こども課】

離婚・死別などでひとり親家庭となった児童や、父または母が政令で定める程度の障がい状態にある児童、父または母が裁判所からDV(ドメスティック・バイオレンス)による保護命令を受けた児童(18歳になった最初の3月末まで、児童に政令で定める程度の障がいがあるときは20歳まで)を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

なお、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

●一部支給停止適用除外事由届の提出について

新規申請から5年を経過するなどの要件に該当する場合、一部支給停止適用除外事由届の提出が必要です。対象者には5月下旬に案内を送付していますので8月中に手続きをしてください。

●提出期限 8月31日(木)

※手続きを期間中に行わなかった場合は、以後の手当の最大2分の1が支給停止となる可能性がありますのでご注意ください。

●問い合わせ こども課 子育て係 ☎33-6102

「子ども活動支援補助金」を活用して学校遊具を修繕しました

公益財団法人ライフスポーツ財団では、コロナ禍で減少した子どもの運動や遊びの機会を創出し、健全な心身の育成を図る事業を実施しています。事業の助成により全6校の遊具を修繕しました。(下図はその一部) 【教育総務課】



◀ 恋野小学校



◀ 紀見小学校



◀ 隅田小学校